誓　約　書

一般社団法人日本型枠工事業協会

　　会　長　三野輪賢二　殿

　この度、貴会に入会し、建設分野における特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項を遵守履行することを誓約いたします。

１．一般社団法人建設技能人材機構の設立総会において決議された「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」を遵守履行すること。

２．貴会の定める入会金、会費及び一般社団法人建設技能人材機構に納入する受入負担金等受入れ事業に必要な費用を、貴会の定める会則等諸規程に基づき、退会するときまで誠実に納付すること。

　　　　　年　　月　　日

会　社　名

　　　　　　　　代表者役職

　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範（抄）

（一社）建設技能人材機構　総会決議

Ⅰ．総則

１．日本の建設業にとって有為な外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として受け入れ、育成するため、建設業界は、一般社団法人建設技能人材機構（以下「機 構」とする。）を設立し、ここで定める行動規範の遵守に一致協力する。

２．特定技能外国人の来日準備や入国に関連して不当に高い金銭的負担を求める者、実勢水準以下の低賃金で特定技能外国人を雇い競争環境を不当に歪める者及び反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

３．特定技能外国人の受入れの前提として、生産性向上や国内人材確保の取組（適正な賃金水準の確保、社会保険加入徹底、長時間労働の是正、女性・若年者の就業促進等）を最大限推進する。

４．特定技能外国人の受入れに関し、労働関係法令その他の法令を遵守するとともに、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、特定技能外国人、建設産業及び地域社会の健全な発展に貢献する。

Ⅱ．受入企業（雇用者）の義務

５．受入企業は、特定技能外国人が在留資格を適切に有していること（在留資格取得後にあっても在留期間の更新を適切に行っていること等を含む。）を常時確認する。

６．受入企業は、特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等の報酬を、月給制・ 固定給の設定などの方法によって確実に支払うとともに、技能の習熟に応じて昇給を行うことにより、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。

７．受入企業は、自ら社会保険への加入義務を果たすとともに、外国人を含め、被雇用者を必要な社会保険に加入させる。

８．受入企業は、特定技能外国人との雇用契約において、契約締結時に、当該外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結する。

９．受入企業は、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

10．受入企業は、社内及び現場において、特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントを根絶するとともに、職業選択上の自由を尊重する。

11．受入企業は、建設キャリアアップシステムに加入し、受け入れた特定技能外国人の登録を確実なものとするとともに、技能習得や資格取得を促し、適切な技能レベルへのキャリアアップをできるように努める。

12．受入企業は、特定技能外国人が現場における指示等を的確に理解できるなど、技能レベルに合わせた日本語能力が身につけられるように配慮し、安全確保に必要な技能、知識等の向上を支援するとともに、安全の確保その他の要請に基づき元請企業が行う指導に従う。

13．受入企業は、特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、宿舎、通勤、相談等の日常生活上及び社会生活上の支援を行う。

14．受入企業は、特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、日常的に密接なコミュニケーションを図りながら、良好な職場環境を保ち、適切な処遇を行うとともに、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。

15．受入企業は、機構の行う共同事業の実施に要する費用を分担する。